

712

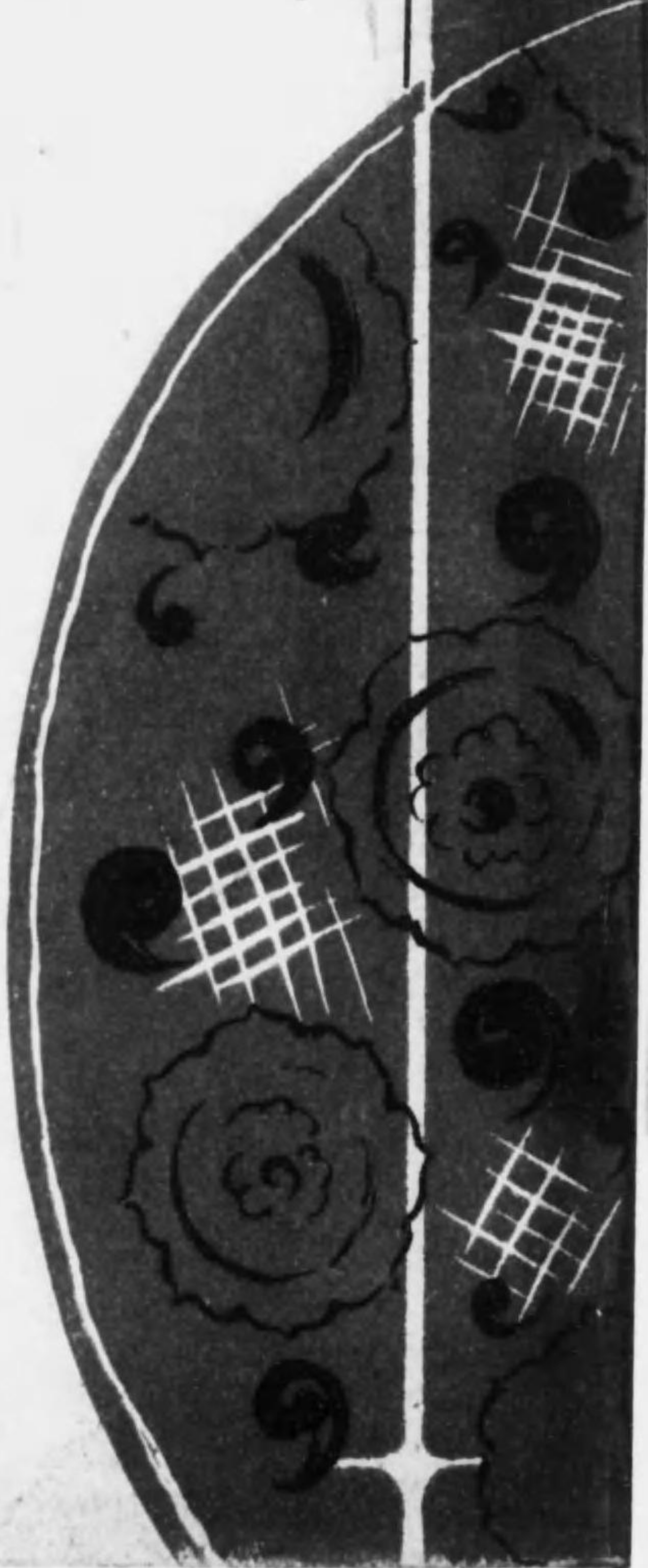
男爵 菊池武夫 述

昭和二十一年
日本精神

特248

789

第一輯



始



日本精神協會發行

789

昭和の日本精神

男爵 菊池武夫 述

特別

789

第一輯



日本精神協會發行

特 248
789



日本精神
パンフレット
第一輯

詔勅と日本精神

男爵 菊池武夫 述

日本精神協會



東京 丸の内 丸の内ビルヂング

序

畏くも 明治天皇陛下には、維新の宏謨をたてさせられ、泰西物質文明の長をとり、わが短を補ふと共に深く皇道の顯揚、國體精神の涵養に意を留めさせられ、明治十年の事平らぐや、いくばくもなく侍臣「元田永孚」をして「幼學綱要」を編纂せしめたまひ、更に同二十三年には、教育勅語を渙發せられ、わが國民精神の歸趨をお定めになつたのであります。

爾來わが國は、數次の征戰を經、國力の充實發展と共に次第にその國際的地位を高め、いまや名實ともに世界三大強國の一として、世界の文化を指導すべき地位に立つに至つたのであります。しかし乍らその一面、歐米崇拜の思想が深く國民の腦底に潜在膠著し、就中、學者・爲政者等指導階級に屬する人々の間に、かゝる傾向が濃厚であることは、實になげかはしき次第であります。その依つて來る所は、一も彼れ、二も彼れと、ひたすら歐米物質文明に耽溺し、精神文化においても、われに固有の哲學なしとして自ら卑下し、深く考察するところなく、出世榮達の門一に洋學洋才にありとせし結果に外ならぬのであります。

いまや、ワシントン條約單獨廢棄通告を眼前にひかへ、未曾有の國難に當面せんとする日本國

民としては、速やかに日本精神に目ざめ、大なる決心と覺悟とを以て、この難局を突破しなければなりません。それには歴代天皇の御詔勅を通じて、肇國の大精神を明らかにし、國體の精華を闡明し、國民をしてわが精神文明の世界に冠たる所以を知らしむるを以て捷徑と信じますが故に敢て燕文を草して江湖の教へを乞はんとする次第であります。

昭和九年十二月十日

日本精神協會

會長 男爵 菊池 武夫

詔勅と日本精神

目次

一、	國難打開の道……………	五
二、	日本精神とは何か……………	六
三、	克忠・克孝の信念……………	七
四、	皇風四海を渡る……………	九
五、	思想上の昭和維新……………	二
六、	天皇機關説に就て……………	四
七、	西洋思想の中毒……………	七
八、	日本の天皇と外國の帝王……………	八
九、	『しらす』の政治……………	二
一〇、	學而不思則罔……………	四

一一、天照大神の御理想……………二六

一二、建國の大詔に就て……………二六

一三、舉國勞働の御宣言……………二六

一四、躬を以て艱難の先頭に立ち給ふ……………三三

一五、後醍醐天皇の御遺詔……………三三

一六、詔勅は世界最高の聖典……………三六

一七、非常時突破の覺悟……………四〇

詔勅と日本精神

男爵 菊池武夫

一、國難打開の道

謂はゆる一九三五、六年の非常時を前にして、いまやわが國は内外共に未曾有の國難に當面して居るのであります。然るにこの危局にのぞみ、世界的情勢の判斷に就て、有力なる各方面においてその所見を異にし、往々にして輿論の統一を缺く如きは、誠に憂慮に堪へない次第であります。

が要するに判斷の歸一は、十八世紀以降の歐洲列強の世界政策及びその歴史を檢討し、また日清・日露の兩戦役がいかにして起り、又その結果は如何に歸結したか。そして現在英・米・露等の對アジア、對日政策の根底が那邊にあるか等を事實に照して公平率直に認識することによつて自ら得られることと信ずる次第であります。同時にまたかくする時は、彼等がその傳統的誇りを失

はざらんがために、あらゆる手段を盡し、必死の努力を續けてゐることもよく分るのであります。彼等はかつて、單なる宗教的な原因から、十字軍を起したのでありますが、況んや現代の如く一層深刻なる經濟的原因の多い時代にありましては、その力をどこに集中してゐるかは、語らずして自ら明白でありませう。

この多難なる時局に際しまして、わが國は如何にして之を突破すべきか。道はたゞ一つであります。即ち各國をして、日本が確固不拔なる日本精神に充溢し、國防その他の各方面においても、大いに自ら恃むところあるを認識せしめるにあると思ふのであります。正に今日こそ舉國一致、臥薪嘗膽の實を擧げ、以て皇道日本、即ち浦安の常世の國の前途を開拓し、以て皇道を世界に宣揚すべき時であります。

二、日本精神とは何か

それにはまづ國民が日本精神に目ざめねばなりません。日本精神、皇道とはいかなる内容をもつたものであるかといへば、之を政治・經濟の方面からみれば、安らげく平らげく、上下相互に協同して生き永らへて行くといふ道であり心でありまして、働いても食へない者があるといふこ

とは皇道に乖き、働らかずして食はんとするも亦、日本精神に悖るのであります。もし其の働く能はざるものに至つては、これを養ふて働きうるやうにしてやり、またその天壽を完うせしめねばなりません。これが皇道であり、日本精神の根本であります。この確固たる見地から、現下の重大問題たる人口問題、農村問題等々の解決を斷行することは、實に刻下の急務であります。でありますから全國民は、この際お互によくその職にはげみ、可能な犠牲は之を忍んで、國家に奉仕するの精神を發揮すべき時であります。これ即ち政治・經濟方面における日本精神、皇道の顯現であります。かくする時日本は、必ずや遠からず世界をして皇國意識の旺盛なるを認めしむることが出來ると信じて疑ひません。

三、克忠・克孝の信念

また皇道、日本精神を宗教・倫理の方面から申しますならば、天皇は日の御子天照大神の大靈、即ち御稜威の世々の顯現であらせられます。従つて、天皇は、太陽の心そのまゝに對絶愛（親心）にましく、吾々はこれを現人神あらひとがみとして信仰し、氏族の宗本山として奉仕尊崇して來て居るのであります。そして茲に臣民の克忠、克孝の信念が自然に生れて來るのであります。わが國の

古代歴史をみますれば、天つ神に二心なく、地つ祇に抗心なく、ひたすら天照大神の嫡流（本流）に歸順し、これを中心として奉仕し、漸次大なる團結となり、完全に皇別の一流に統一せられ、各皇別・神別の關係は恰も太陽系にみる天體關係のやうに、天皇を中心として一大集團、一大傳統を形作つて來たのであります。これがわが國體の精華であります。故に神道をはなれて國體なく祖先の尊重をすて、日本精神はないのであります。

然るに輓近西洋文化に憧がれ、その學問の一切に陶醉するに至りまして、わが民族理想に相反する、わが國固有の傳統を輕視侮蔑する考へ方をしてゐる人が、しかも指導階級にまで輩出するに至り、思想國難を叫ばざるをえなくなりましたことは、實に遺憾に存する次第であります。ところが歐洲大戰以來、急激に世界的不況が襲來して、歐米文化が行き詰りまして、いはゆるブツツク經濟即ち鬭争の完全形態が實現するに至りました。その結果物質文明陶醉家も、漸く精神文明に何物かを求めんとするの傾向を生じ、最近日本精神の勃興するに至りましたことは、慶賀に堪へないところであります。

が一面にはこの機運に乗じ、巧みにこれを利用してやはり西洋の謂はゆるイズムに墮せる極端なる社會主義思想によつて、國家・社會機關の改革を企てようとしてゐるものゝ有ることは、大

いに注意を要します。われ／＼は飽くまで皇道日本精神、即ち惟神道の中道に基き、現代に適する新たなる運営に進まねばならぬのであります。

四、皇風四海を渡る

古來支那はわが國と同じやうに、族長中心・祖先崇敬の道をとつた國でありまして、よく百姓を治めて治績をあげた者もありましたけれども、ひたすら懿徳を以て帝位の基となし來りましたが爲に、神的稜威なるものが全くなく、つひに今日の混亂せる國家となつたのであります。しかもその相尅鬭争状態は、いつやむとも計り知れない現状にあります。又西洋諸國が専ら以て模範としましたローマの建國はどうかと申しまするに、共同防衛の必要上、氏族相尅の不利から脱しやうとしてロミュラスを帝位に置きましたものゝ、族長會議の權利を認めた結果、その死後諸姓王位の争奪甚だしく、勢ひ王者民選の結末を見るに至れるものでありまして、いづれもわが國とは全くその成立を異にして居ります。

歐洲諸國の政治形體が、いかにも人民の安寧幸福を招來する唯一最良の道のやうに、わが國一部の人々に妄信されるに至りましたのは、恐らく彼等の學問が數學的に体系づけられ、一寸みる

といかにも普遍的な大原理がその中にあるやうに感ぜられたためでありませうが、それは皮相なる觀察にすぎません。現に彼等の學問の上に打立てられた西洋文明なるものは、今や明らかに行き詰つて居るではありませんか。翻つてわが天皇が、神格を具備したまひ、代々絶對愛・絶對責任感を以て民に臨ませられ、「天下一人も所を得ざるはこれ朕の罪なり」と仰せられて民を愛したまひ、しかもその一面民意を尊重したまふことにおいても、西歐以上のものあるに想到しますれば、思ひ半ばに過ぎるものあるを感ずる次第であります。

これは嘗つて私の聞いた話であります。ドイツのいはゆる國家學なるものを、英國の大學講座に入れましたが、日課表には之を譯してステーツ、サイアンスと書かず、ドイツ語の儘スターツ、ウキツセンシャフトとしてあつたと言ふ事があります。これはプロイスの環境において發達した學問でありますから英國ではいまだ英國の學問としては取り扱はなかつたのであります。ここに英國學界の見識があります。西洋の學問といへば、盲目的に受け容れ、これに追隨しやうとする不見識極まるわが大學あたりとは大分違つて居ります。わが國の大學にも、かゝる態度があつて欲しいものだと思ひます。將來は必ず歐米人が感心する程の體系づけられた日本哲學が、日本人の手によつて創建され、世界の學界を風靡するやうにならなければならぬと私は考へて居ります。

ます。これぞ皇風四海を渡ると申すものでありませう。

五、思想上の昭和維新

非常時の聲が高くなるにつれて、近來國防といふことがしきりに叫ばれて居りますが、いかに軍備ばかり充實しましたが、國民に自國意識がなくては、物の役に立つものではありません。いかに大砲や軍艦をこしらへても、國民が腑ぬけでは結局無用の業に歸するであります。即ち國防上最も大切なことは、軍備を整へると共に、國民の思想を健全ならしむることです。

最近わが政府におきましても、思想對策の委員會等を設け、種々具体案を研究しつゝあるのは、國家の現狀に鑑みまして、まことに慶賀の至りであります。しかしながらその事の輕重・大小を問はず、多くの經費と長年月とを要するやうでは、現下の財政狀態においては容易の事でないばかりでなく、いはゆる一九三五・六年の國難期を目標とする此際の際の政治工作としては、間に合はないのであります。そこで最も手取り早く、また經費を要せずして効果を擧げるためにはどうしたらよいか。それには次の二點を即時實行すると共に、ひろく私立學校・會社等にまでもこの精神を徹底せしめるのが、最も有效適切の方法であらうと信ずる次第であります。

- 一、文官登用の試験課題に於て、なる可く廣く日本精神に立脚するものを選定すること。従つて當該試験委員の面目を一新し、この目的を達成するに適當なる人物を充當するを要す。
- 二、諸學校の入學試験及び課題に於て、日本精神涵養に適切なるものを選定し、特に國史教育に重點を置くこと。

右二點の實現を計る如きは、もし當事者にして國家・國民を斷然日本精神に立歸らしめねばならぬとの信念を強くもつて居りましたならば、實に一舉手一投足の勞にすぎないと思ふのであります。また民間の銀行や會社などに置きましたも、人物を採用する場合、日本精神に目ざめて居るものを採用するやうにし、この採用方針が漸次徹底しますれば、自ら人心の向ふ所は定まるであります。同時に亦國學や國史教育の方面も自然に進歩興隆し、やがて日本精神はひろく世界を光被するに至ることでありませう。

一體明治時代の政治家や大學者の中には、彼の國家契約説を説いてフランス革命の導火線を作つたルツソーの生れ代りみたやうな人が、少くありませんでした。甚だしきは日本語を英語に改めやうとまで考へた人さへもあり、また中には日本には固有の哲學なしとし、ひたすら西洋思想に眩惑された人もありました。否むしろ滔々としてこの亞流であつたといふ方が、一層適切か

も知れませぬ。尤もそのおかげで、一方からいへばわが國は、僅々數十年の間に泰西物質文明を攝取し、却つて彼を凌駕するまでになり得たのも事實ではありますが、その一面、皇國々民の本領を没却せる官吏・爲政者・學者等を生じ、明治天皇欽定の皇國憲法を、西洋流の協約憲法と同様なものだと曲解したり、また天皇機關説を唱へたり、更にまた政治に於ても金權財閥の前には何等の節操もなく、萬事揉み手式行政となり、司法はその權威を失墜し、議員は黒きを尙ぶ邪流に操縦せらるゝまでに墮落するに至つたことも、否定できない事實であります。歐洲大戰後、マルクス主義が澎湃としてわが國に興り、「われ等の祖國ソヴェート・ロシヤを守れ」などといふものさへ輩出するに至つたのも、むしろ當然といふべきであります。

思ふにかくの如きは、畢竟わが國の教育その他諸般の行政に當る人物採用等の場合、専ら歐米の亞流が喜び迎へられた結果に外なりません。今日わが國は五大國ないし三大國の一つといはれて居ります。しかし果して日本國民は、眞に大國民たるの自覺と矜恃とをもつて居りませうか、自國の傳統・本領にさへ確乎たる信念をもたないやうでは、大國意識に目ざめてゐるとは言はれないと思ひます。先づ大國民に必要なことは、大國意識をもつことではありますが、大國意識をもつためには、まづ以て自國の傳統と本領即ち日本精神を明確に把握することが最も肝要でありま

す。而して、これがために最も有効適切なる手段は、前述の方策を速やかに實行することにあると信ずる次第であります。

六、天皇機關説に就て

前に天皇機關説といふ言葉を申しましたが、今日尙ほわが學界の一部にはかゝる説をなす人があり、しかもこれは非常に重大なことだと思ひますので、こゝで一寸この問題に觸れて置きたいと思ひます。この問題は元來學術的の問題でありますから、少し堅くなるかも知れませんが、大切な問題でありますから、暫く御辛抱を願ひ度いと思ひます。いはゆる君主機關説に従へば

『主權（統治ノ全權）が不可分ニ君主一人ニ屬ス。ストルガ如キ思想ハ、近代ノ立憲君主政ニハ全ク該當スルヲ得ザルモノナリ。少クトモ近代ノ立憲君主政ニ於テハ、國家最高ノ意志トシテノ憲法及ビ法律ハ、君主ト議會トノ兩者ノ意志ノ結合ニ依リテノミ之ヲ制定シ改正シ得ベク……君主政ト共和政トヲ區別スベキ標準ヲ求ムルノ困難ハ是ニ於テ生ズ……』

といふのであります。要するにこの主張はその基礎論に於て、明らかに天皇よりも議會を以て「近代立憲制度の中樞」機關たる地位に僭上せしめて居ることは否定できない所で、即ち天皇は

國家統治の一機關であるといふのであります。まことに不都合なる、また淺薄きはまる議論でありまして、かつて私がこの説を反駁しましたのに對し多年「天皇機關説」を主張し來つた某氏は

「君主機關説の學問上の當否は、多年すでに論じ古された問題で、學界の定説はすでに歸著すべき所に歸著してゐる云々」

と言はれましたが、學界の定説と云ふ如きは、精密科學の方面に於てさへ次々にくつがへされ來つてゐることは云ふ迄もなく、殊に歴史社會を研究する形而上に亘る精神科學には、定説の求め難きことは著しき事實であります。君主機關説に就ても亦西洋の學者の間にも異論があり、日本でも以前から寛博士其他の説があり、最近慶應義塾大學の山崎又次郎教授の「憲法學」中にも西洋の學者の諸説を引用して明らかに機關説を否定してあります。また論者は

「君主が國家の機關であるといふことは、君主の統治が君主御一人の私の目的の爲にせらるるものであることをいひ表はすものに外ならない」

と云つて居ります。かう云ふ解釋が既に外來の侵略君主の如きを奉ずる支那や西洋の革命を國風とする國に生れた水臭い冷い理論、さかしらのことあげと申すものにて

「全國家の目的の爲にせざる君主は「國家」の機關でないといふことになり、自然必然に放伐革命

命を引き起す思想動機を含んで居ることを反省せねばなりません。

一家の家長が家族の爲に心身を捧げるとしても、家長を「家の機關」と申すものは誰もありません。まい。「義は君臣にして情は父子」と仰せらるゝ忠孝一本の皇道皇胤國家たる「神國日本」の現人神天皇は、「機關」といふ語を以ては斷じて説明申し上げることが出来ません。

元來「機關」といふ語は (Organ) といふギリシヤ語の語源からしても「道具」「手段」といふ意味の語であり。法律學上の株式會社等設立團體の「代理者」の觀念を公法學上に運んで來たもので、それは取り替へることの出来るものでありますから、代替變更を絶対に許さぬ「惟神ノ寶祚」を踐ませ給ふ「萬世一系ノ天皇」に擬し來ることは不倫失倫であります。本來「道具」や「手段」といふ意味を持つ Organ「機關」といふ語を以ては「神聖不可侵」といふことの説き様はないのであります。これは明らかに憲法の第三條「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」の明文と衝突することゝなります。また憲法第五條「天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ」の條規は何を意味するかを味はねばなりません。決して憲法には「帝國議會ハ天皇ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ」とは書いてありません。

伊藤公の「憲法義解」は右第五條に註して云ふ。

「我が建國ノ體ニ在テ國權ノ出ヅル所一ニシテニナラザルハ、譬ヘバ主一ノ意志ハ以テ能ク百骸ヲ指使スベキガ如シ」

「之ヲ歐洲ニ參考スルニ、百年以來偏理ノ論理一タビ時變ト投合シ、立法ノ事ヲ以テ上下ノ約束トシ、君民共同ノ事トスルノ重點ニ傾向シタルハ、要スルニ主權統一ノ大義ヲ誤ル者タルコトヲ免レズ……蓋シ立法ノ大權ハ固ヨリ天皇ノ總ブル所ニシテ、議會ハ乃チ協翼參贊ノ任ニ居ル。本末ノ間儼然トシテ紊ルベカラズ」と。「主一ノ意志」と云ひ「主權統一ノ大意」と云ひ「本末ノ間儼然トシテ紊ルベカラズ」と云ふ。この「憲法義解」の語に對して、果して「天皇機關説」論者はいかなる反駁をなし得ませうか。この邊の意義がはつきりして居れば「天皇機關説」などは決して起らぬと思ふのであります。

七、西洋思想の中毒

どうしてかやうな思想が起つて來たかと申しますと、それは西洋思想に中毒した結果であります。西洋のものでありさへすれば何でもよいやうに考へ、皇國本來の物の見かたや精神を忘れてしまつてゐるので、日本の 天皇と支那や西洋の帝王とを混同して考へたり、また『君主政と共

和政とを區別すべき標準を求むる事は困難なり」などいふ間違つたことを平氣で口にするやうになるのであります。御承知の通りわが國におきましては、明治の中期から西洋の學問が非常に勃興致しまして、從來のわが國の歴史や學問などは、殆んど顧みられないやうな状態となりましたが、輓近に至りましては、一層國民の西洋崇拜熱がひどくなり、學問の如きも西洋輸入のものでなければ、學問ではないと思ふ學者さへも出づるに至りました。その結果が、「天皇機關説」などを生んだのであります。

學者でさへもかやうな状態でありますから、況んや一般大衆は尙ほさらのことでありまして、謂はゆるインテリ階級に屬する人々の口には、日本に對する認識がきはめて臆ろげで、従つてわが神ながらの道の中心にまします 天皇（すめらみこと）を、西洋や支那のエムペラーや皇帝と同じものだと考へ、畏れ多くも 明治天皇が御欽定あそばされました帝國憲法を、全くヨーロッパあたりの憲法と同じやうに解く學者さへも出づるに至りましたことは、眞に憂慮すべきことだと思ふのであります。

八、日本の天皇と外國の帝王

申し上げるまでもなく、支那や西洋におきましても、帝王の認識は成立して居りますが、近代西洋流の考へ方は、ルツソーの民約論に

『國家組成の契約の下に、元首は支配の義務があり、國民は服従の義務がある』

とあります通り、契約によつて成立せる權利義務の關係であります。また支那ではどうかと申しますと、孟子の萬章の下篇に

『君有_二大過_一則諫、反_レ覆_レ之_一而不_レ聽、則易_レ位。』

とあります通り、君臣の關係はもとく便宜的、巧利的に成り立つたものでありますから、一旦その利害が相反すれば、忽ち君臣兩者の關係が斷絶して、こゝに革命の起ることは、興亡六千年の支那の歴史が明らかに物語つて居る通りであります。かやうに考へて参りますと、西洋や支那の帝王に對する考へ方は、いづれも御都合主義であり便宜主義であります。人民はその欲する所に従つて君主を立て、またその希望のまゝにこれを廢することを認めた點において、兩者は全く異曲同工であります。支那や西洋の歴史の多くが、帝位篡奪を目的とする争ひであつたり、或は主權者と國民との血腥き鬭争であることは、むしろ當然といふべきであります。

しかるにわが國におきましては、皇祖の神勅に明らかに告示しなつて居りますやうに、建國

の當初から、わが 天皇の御位は天壤と共に無窮と定められてあり、歴代この大理想をうけ継がせられて今日に及び、しかも國を肇むるに徳を以てせられ、民を治むるに仁愛を以てせられ、義は則ち君臣、情は則ち父子のありがたき大御心を以て、百政をしらしめし給ふたのであります。これ即ちわが國體が萬邦無比なる所以であり、また日本國民が、世界に向つて大いに誇りとする所でもあります。

明治天皇におかせられましたは、夙にわが國體の精華たる忠孝の道を徹底せしむべく大御心を用ひさせられ、或は幼學綱要を頒布せしめ給ひ、或は皇典講究所を建てしめられ、或はまた親しく帝國大學を巡幸せられて、教育上の諸問題について御下問を賜つたことは、待講元田永孚先生（たながわ）の「聖諭記」にも見ゆる通りであります。また帝國憲法を御制定になつた大御心も、全くこの御聖旨に外ならぬことは、憲法發布の御告文に

『益々國家ノ本基ヲ鞏固ニシ、八州生民ノ慶福ヲ増進スヘシ』

と仰せられしを見ても知ることが出来ると思ひます。續いて教育勅語を發布せられ、國民教育の大本と國民道徳の基準とをお示しになつたのであります。最近の事實をみまするに、とかく學校やその他における勅語捧讀式の如きも、多くは唯だ形式的に行はれてゐる感があり、その精神

の失はれてゐるものが少くないやうであります。中には御詔勅そのものを尊くとり扱ふ事はよろしいが、たゞ徒らに死物的な寶物扱ひに終れるが如き感を抱かしめるものもあり、殊に甚だしきは全く勅語捧讀をやらない學校さへもあつて居ります。いかに高等の學問を修める學校であつても、自家特有の面目たる大精神を打ち忘るゝ如きは、すでに教育の本義にもとる所であつて、かくの如きは直ちに訓誡の必要があると思ふのであります。

九、「しらす」の政治

思ふにわが國の傳統は、これを要約致しますれば「忠孝」の二字に盡きると信じます。昔は朝廷即ち大家（本家）に對する家ノ子（かの子）（臣民）の絶對奉仕であり、これを祭りと申しました。

天皇が民を視たまふにも亦、つねに絶對愛（即ち親心）を以てせられ、御自身の御ためといふことは少しも考へられず、たゞ民のため御いつくしみを垂れ給ふたのであります。この已を空しくして、無私大愛の大御心から、民の幸福をはからせ給ふ政治を、古來「しらす」の政治とよんで居りますが、これは他國に例をみない、全くわが國獨特の政治形態であります。同時にこれが、日本の政治理想であります。この「しらす」といふのは「うしはく……領有する」といふ語に對

する言葉でありまして、己を空しうして民のためを計ることを意味します。かやうな「しらす」の政治が、古來我が 天皇の政治理想であらせられるのであります。故に歴代の 天皇は、つねに臣下の直言をお求めになつて居ります。御自身の御心を空しくせられて、民の善言は常にこれを御嘉納あらせられて居ります。またわが天皇が、つねに民を以て基とせられ、仁慈の政治を行はせられてゐるのも、みなこの「治らす」の御理想の實現であります。

前にも申しました通り「治らす」とは無私大愛、即ち「私」のないことをいふのでありますが、それではなぜわが 天皇に「私」があらせられぬかといひますと、わが 天皇は、本質的に申しまして、決して單なる一個の自然人におはしますのではなくて、列聖祖宗の御威徳と、日本國家の歴史とを象徴する皇位そのものであらせられるのであります。即ち天孫降臨の太古から、無窮の將來に亘つて、萬世一系の皇位を體現せらるゝ現人神あらひよみかみであらせられます。でありますから、自然人としての御一個の我を没却して存在したまふのが、わが 天皇の御本性であらせられ、言ひかゆれば、太古から未來永遠にわたる無窮の生命たる日本民族國家を象徴し體現し給ふのが、わが 天皇であらせられます。それでありませうからわが 天皇には「私」といふことがあらせられません。これを考へましてもわが 天皇が、外國の君主や帝王など、全く異つた存在であらせら

るゝことが、はつきりするると存じます。

西洋諸國の君主や國王は、その國家や國民と本來不二の關係にあるものではなくて、封建諸侯の中の強大なものが、力をもつて四方を征服して國王と稱するに至つたものであります。それですから國王と人民とは常に對立の關係に置かれて居りますし、従つて國王は征服者、壓制者、搾取者であり、その反對に人民は常に被征服者、被搾取者の地位に置かれて居ります。故に國王は人民を抑壓して居なければその地位が安全ではなく、人民はまた壓迫されるのでこれに反抗しようゝとします。これは彼等の歴史が明らかに物語るところでありまして、ルネッサンスによつてギリシャ、ローマの政治思想の復活すると共に、民主共和の革命運動が勃興して、結局、王制を覆して建國本來の體制であつた民主共和政治に還元したことや、英國や白耳義が形の上では王制であつても、主權が人民にあることを憲法に明記して、いはゆる國王は君臨すれども統治せずといふ民主國としての實質しかもつて居ないのをみましても、わが 天皇と彼等の國王乃至君主との相違は、はつきりするると存じます。

天皇政治の理想はくり返し述べました通り、無私大愛の「しらす」の政治、即ち民族的全體政治であります。天皇政治は獨裁政治と同義語でもなければ、むろん議會政治の反對概念でもあり

ません。また儒教的民本主義の實質を、君主々義の形式を以て行はうとする所謂王道政治でもありません。家族國家、氏族國家たる建國本來の特異性に淵源し、義は君臣、情は父子といふ君民一體の血縁的・情義的・倫理的關係の延長を以て核心とするところの全一的な無私大愛のしらすの政治、これがわが國の政治理想であります。

一〇、學而不思則罔

この無私大愛の大御心に對して、こゝに絶対奉仕としての忠が生れてくるのであります。そしてこの忠の精神が生活單位である家庭の中に於て現はれますのが孝でありまして古來わが國が忠孝一致の國と呼ばれる所以はこゝにあります。でありますから、私共は堅くわが國のこの傳統を守つて、學國一致、よくその美風を發揮し、りつばな實りを擧げて行くやうに努力しなければなりません。さうしましたならば、このわが國の美點はやがて世界の光華と仰がるゝに至るであります。しかるに今日の學者の中には、前にも申しました通り西洋の學問を過信し、また學問の無上といふことを誤信して、徒らに學問の神聖をふりかざし、眼中何物もなく、歴史も傳統もこれをふみにじつて顧みないといふやうなものを往々にしてみますことは、まことに歎はしき次第であります。

ます。これ等は眞の學問を理解せざる一知半解の徒でありまして、孔子の謂はゆる『學而不思則罔』の言に當るものとも申しませうか、決して眞の學者といふことはできません。もちろん私共は、學問や學者に對しましては、つねに絶大の尊敬をもつて居るものでありますが、しかし本來學問といふものは、殊に歴史社會を研究する形而上に亘る精神科學方面におきましては、決して絶對的のものではありません。それは一つの術語テラミックに對する解釋さへも、その時代相や社會意識の變遷に従つて變化することを考へてみましても、容易に知りうる所であります。

また自然科学の方面に於て申しましても、宇宙間の原理が悉く研究し盡された譯ではなく、今日の學問が完全に説明し、證明しうる範圍といふのは極く僅かの部分にすぎません。たとへば宇宙の生命力とは如何なるものであり、またどうして作用するものであるかといふ如きは、今日の學問では未だ説明することは出来ないであります。すでに學問がこの程度のものであると致しますれば、わが國の神代以來の記録の中には、今日の西洋流の學問を以てしては、説明しえない或るものがあるのではないかといふことを、私は考へざるを得ないものであります。従つて私は一部偏狭なる學者の中に、西洋流の考へ方にこだはつて、わが 天皇や國體に對して、誤つた見解を持つて居るものゝあることを、深く遺憾とするものであります。

一一、天照大神の御理想

こゝにおきまして、今日の日本として一番大切なことは、古來わが 天皇が、御歴代いかに君徳を施したまふたか、いかに仁政をお布きになつたか、更にまた臣民の幸福を計らせたまふために、いかに大御心を惱まし給ふたかといふことをよく理解して、天皇と國體に對する正しき認識を深めることであると存じます。そしてそれには、先づ歴代 天皇の御詔勅を拜するのが一番捷徑と思ひますので、以下少しく歴代 天皇の御詔勅について申し述べたいと存じます。今日傳へられて居りますところの多數の御歴代詔勅を拜しましても、いかにわが 天皇が、國家・國民のために宸襟を惱ましたまふたかといふことが、はつきりと拜されるのであります。

まづ私共が詔勅を拜しまして特に有りがたく、また感激にたへませんのは、詔勅を通じてみた 天皇の御理想なり、大きく申せばわが大和民族の祖先の物の觀方なり考へ方といふものが、非常に進歩的なものであり、同時におどろくべき遠大な御理想を以つて居られたことであります。まづ 天照大神の御神勅を拜しまするに、わが國家祖繼の最も重要な要素が、すでに早くあの簡單にして引きしまつた御文章の中に、最も簡明直截に示されてあります。その劈頭に

「葦原の千五百秋の瑞穂國は、これ吾が子孫の王たるべきの地なり」

と宣はせられて、皇位繼承の大原則をお示しになり、皇道精神によつて宇宙世界を經綸し完成してゆく大理想、大抱負を、この葦原の中つ國に底津石根に宮柱布刀しり、高天原に氷椽多迦斯理あそばされて、これを現實にお示しになつたのである。この神勅が、神代の太古の神々の間から流れて來て居つた所の謂はゆる惟神道の根本思想を明確に表明せるものであることは、わが國近世における勤皇的儒者の開山、大義名分論の首唱者である山崎闇齋先生が、その垂加文集の卷頭第一にこの神勅を掲げて、すでに明らかに喝破してゐる通りであつて、續いて『宜しく爾皇孫ゆいて治らせ、行矣。寶祚の降えまさんこと、天壤とともに窮りなかるべし』とある所以である。これは決して世間通常のいはゆる宗教でも神話でもありません。全く醇乎たる道義的大理想であり、またそれが確然たる大信念となつたものでありまして、これまさに 明治天皇の教育勅語と前後相照して一貫し、世界萬國の歴史上に一個特種の大光彩を放つてゐるわが國體の精華そのものなのであります。

この神勅に現はれてゐる 皇祖の御理想は、大體四つの要素に區別することが出來ます。即ち一はわが大八洲の國の優秀性に對する御自覺、二は皇位を萬世一系とせられしこと、三は前に述

べました「しらす」の政治を理想とせられしこと、四はその皇統によつて統治せらるゝわが國は、天地とゞもに榮えて窮りなきものであると仰せられしことであります。この神勅において、皇祖は、我が國の主權者たる、天皇の地位は、一系萬世にわたり最高絶對であるといふことをお示しになつて居りますが、殊にそれは單に法理的に最高絶對であるばかりでなく、道徳的にも最高なものであり、従つて君徳を垂れ、蒼生を安んじ、民族を養ふことを以て、天皇の精神とせねばならぬといふ意味を諭し給ふたのであります。この神勅によつて人君の大道、臣子の本分は儼として明らかにせられ、萬世にわたり大磐石の如く確乎不動なるわが國體の基礎が、こゝに全く確立するに至つたのであります。

一一、建國の大詔に就て

ついで建國の大事業は、神武天皇によつて著せられたのでありますが、その建國の大詔を拜しますれば、天皇がいかに御雄圖を抱かせられ、今人の想像以上の大理想とまた進歩主義的思想をもつておいでになつたかといふことを、はつきりと知ることが出来ます。即ち右詔勅の中に

『夫れ大人の制を立つるや義必ず時に隨ふ。苟くも民に利するあらば、何ぞ聖の造たるを妨げんや』

といふお言葉がありますが、これを平たくいひかへてみますと、『國家の制度を立つるためには、その條理はよろしくその時代の大勢に順應したものでなければならぬ、苟くも人民の爲になることであつたならば、聖人や君子が拵へた制度であつても之を變更して少しも差支はない』と云ふ意味のことを仰せられてゐるのであります。殊に『義必ず時に隨ふ』といふ御言葉の如きは、之を立法の精神として拜して見ましても、洵に進歩した御思想と申上げねばなりません。由來日本精神の眞髓といふものは此の『義必ず時に隨ふ』といふ御言葉に依つて表現されて居ります通りに、決して固定したものではありません。時々刻々に發展して止まないといふのが、日本精神の眞髓であります。此の意味がはつきりと建國の詔勅に示されてあります。

一二、舉國勞働の御宣言

また繼體天皇の御詔勅に『帝王躬ら耕し、后妃親ら蠶す』といふお言葉があります。洩れ承るところに依りますれば、只今でも畏れ多くも陛下におかせられましたは、宮中に於て水田を御

營み遊ばされてゐるといふことであります。又 皇后、皇太后兩陛下におかせられましても、宮中に於て御養蠶を遊ばされて居るといふことであります。是は決して無意味に爲されて居るのではありません。是は一六〇〇年の昔に繼體天皇の詔勅の中に「帝王躬耕、后妃親蠶」といふことをはつきり仰せられて居ります。此の御精神を今日まで承け繼がれまして、さうして官中に於て今日猶ほ水田をお營み遊ばされ、養蠶を遊ばされて居るのであると私は拜して居ります。是は繼體天皇が躬を以て勞働の範を御承しになり、舉國勞働の詔を發せられたものであると拜します。此の御言葉を拜しまするならば、今日の所謂有閑階級の中には何等爲すところもなく徒食して、徒に思想悪化の根源を成すやうな行をして恬として省みない者が今日澤山ありますが、斯ういふ徒食有閑階級の者共は此の御詔勅を拜して、當に慙死すべきであります。

それから又是は歴代の天皇の御詔勅の隨所に發見することが出來ますが、天皇は常に身を以て民を愛して居られます。其の一例として最も人口に膾炙されてゐる例を挙げますれば、仁徳天皇の難波の高殿の御詔勅の如きそれでありませう。是は小學校の教科書にも出て居りますが、小學校の教科書には、大切な事を少し脱して居るやうです。皆様御存知の通り、仁徳天皇が高殿に登つて御覽になると、民の竈から炊烟が出ない。烟の出ないのを御覽になつて、是は民が苦んで居

るのであらうと云ふので、三年間課役を免ぜられた。それから三年目に高殿に御登りになつて御覽になりますと、盛んに民の竈から烟が出て居る。此の時に天皇が「朕富めり」と仰せられましたところが、御側から皇后陛下が「御召になつて居る御衣は破れて居ります。宮殿は雨が漏り又垣は壞はれて野犬が出入をして居りますのに、朕富めりと宣ふはどうしてござらうか」といふことを御反問遊ばされました。これに對して、天皇は「天の君を立つるは、もと百姓のためなり。……いまだ百姓富みて、君貧しきことあらざるなり」と仰せられて居ります。「未だ百姓富みて君貧しきことなし」といふ御言葉は、私ども國民の深く玩味しなければならぬものだと思ひます。當時天皇は三箇年の間貢物が全く上りませぬでした爲に、畏れ多くも御召になつて居る御衣はぼろ／＼に破れ、また宮殿は雨漏りがしてゐたのであります。御自身はかほどお困りになつて居られ乍ら、尙ほ「民富みて君貧しきことなし」と仰せられし如きは、實に恐れ多き極みであります。この大御心に感激した遠近の民は、七年九月奏狀を上つて宮殿の修理を願ひ出ましたが天皇にはこれを許し給はず、十年の冬に至つて、初めてこれをお許しになりました。喜んだ人民たちは老も若きも、男子も女も、先を争つて宮殿に至り、修築工事に従事しました。この様を日本書紀は「こゝにおいて百姓、老を扶け幼を携へ、先を争ひて來り赴き、材を運び糞を負ひ、日夜

營作す。いまだ幾くならずして、宮室悉く成れり」と記して居ります。何といふ君民和合の美しい情景でありませうか。かくの如きは外國の歴史には全くみることの出来ぬものであります。これは全く民を以て本としたまふわが 天皇の大御心が、一般人民に反映した結果でありましてわが國體の尊嚴なる所以もこゝにあります。かやうなことを考へましても、前に申しました如く、天皇は國家の一機關であるといふ説の誤りであることは、明らかであります。

一四、躬を以つて艱難の先頭に立ち給ふ

更に他の例を申し上げますれば、私共が詔勅を拜しまして非常に感激に堪へませぬのは、常に我が 天皇は身を以て民に先んじ、身を以て艱難の先頭に立つておいでになることでもあります。是が外國の帝王や君主といふものと根本的に相違する所以であります。是も歴代の 天皇の御詔勅を拜しますと、隨所にさういふ御言葉を發見することが出來ます。

明治天皇の御詔勅で申し上げますれば、明治元年三月に御下しになりました維新の宸翰といふものがあります。是は形式は宸翰といふ手紙の形式を取られてありますが、其の内容實質に於ては詔勅に準すべきものであります。此の維新の宸翰の中に斯ういふ御言葉があります。「朕徒に

九重の中に安居し、一日の安きを偷むべきにあらず。(中略)……朕躬ら身骨を勞し心志を苦しめ艱難の先に立ち」云々といふ御言葉があります。此の御言葉を拜して見ましても、我が 天皇が常に艱難の先頭に立ち、民衆の先頭に立つて、先づ苦みあらば天皇躬ら之を苦み、憂を民と共にせられ、また國に慶びがあつたならば、民に其の慶びを頒ちたまふたことを拜することが出來ます。

斯様な一、二の例を申上げて見ましても、私共が今日の此の難局に當面しまして、何を詔勅に求むべきであるかといふことがはつきりするであらうと思ひます。今日の日本が、非常な危機に當面して居ることは、別に私が説明をするまでもありません。例へば之を教育について申しましたも今日思想問題が非常に喧しく論議されて居りますが、斯様な悪い思想が瀰漫するに至りましたのは、先き程も申しました通り、明治以來の教育が根本的に誤つてゐたからであります。即ちわが國體と傳統とを忘れた教育が、今日の結果を招いたのであります。

一五、後醍醐天皇の御遺詔

御存知の通り後醍醐天皇は、非常に英明に在りました方でありませぬ。此の後醍醐天皇の建武中

興を目して、世間には或ひは後鳥羽上皇の御意志を繼いで、建武中興を爲されたものであるといふ人もあります。私共は後醍醐天皇の建武中興の眞實の御精神は、後鳥羽上皇および御父の帝の御意志をつがれたことは無論であります。更に古く遡つて、建國の初に於ける神武天皇の御理想に基いて建武中興の大業を遊ばされたのであると解して居ります。私はそれが後醍醐天皇の御意志を、正しく理解するものであると信するのであります。中島前商相は、「建武中興は公卿の進歩主義と武士の退嬰主義との衝突である」と云つて居られますが、之は正しい観方ではありません。後醍醐天皇は、遠く神武天皇の建國の御理想に基いて、王政を復古されたのであります。しかるに北條氏の失脚に乘じひそかに頼朝の覇業を夢みてゐました高氏は、建武中興の王政復古を打倒して、武力による幕府を建設しようとしたのであります。この高氏の政權獲得の野望と後醍醐天皇の王政復古の御意志との正面衝突をしたのが、南北朝の争ひであります。故に之を單なる武將と公卿の争ひと見るのは、それは本當の見方ではありません。

後醍醐天皇の御理想が、建國の大理想である皇政の御確立にあらせられたことに就て尙ほ一言致します。神皇正統記——これは御承知の通り後醍醐天皇の重臣でありました北畠親房の書きましたもので、天皇の御治績が最もよく記されてありますが、その本の中に天皇の御理想に就て

『公家の古き御政に復るべき世にこそと、高きも賤しきも、かねて唱へ侍りき』と記されてあります。これに依りましても、天皇の御理想が、公家の古き御政に復されるにあつたことを知ることが出来ます。古き御政とありますのは、延喜・天曆の御政と解すべきであります。更にさかのぼつて申しますれば、神武天皇の建國の御理想に還らせられる御意志と拜すべきであります。天皇の御理想が、延喜・天曆の御代への復古を目ざされてゐたことを、最も明瞭に知ることの出来まゝのは、日光輪王寺の國寶銅鏡の銘文であります。その一節に『年は延元丙子六月晦日、世は當今皇帝還城再位、あづかり聞く、後醍醐院を以て自ら號し給ふ』と記してあると確聞して居ります。これに依りますと、後醍醐天皇の御稱號が、普通の場合のやうに、天皇崩御後の御謚ではなくして、天皇みづから、その中興の際に於て早く、御選びになつたものであることが分ります。即ち天皇は、御みづから醍醐天皇第二世を以て御自任あらせられたのであります。これに依りましても、天皇の御理想が遠く延喜・天曆の御世への復古を目ざされてゐたことを、はつきりと知ることが出来ます。ところが延喜・天曆の御代に復されるといふことは、どういふ意味かと申しますと、延喜・天曆の御代は御存じの通り大化改新の精神がまだ立派に存続して居りまして、形の上におきましても大化改新の制度が嚴として残つて居りまして、いまだ閥族の專制に屈

せず權門の兼井に委ねず、萬民すべて明るく幸福な天皇御親政の仁慈に浴した時代であります。一言にして申しますれば、いまだ私利私慾の跳梁を許さず、無私大愛の皇道政治のりつばに行はれた時代であります。でありますから、延喜・天曆の御代にかへされるといふことは、とりも直さず世を天皇親政の古へにかへし、皇國本然の姿である神武建國の昔にかへされようとされたのであります。これを以てみましても、天皇の御理想が、建國の大理想である天皇親政の御確立にあらせられたことをはつきりと知ることが出来るかと存じます。

後醍醐天皇は高氏の爲に、一度び叡山に幽閉させられ給ひ、更に非常な難儀をされまして吉野の行宮に行幸になりました。吉野に於ける後醍醐天皇の御難儀といふものは、日本臣民にして一度吉野の山に入りましたならば、恐らくは涙なくして之を語り或は聴くことは出来なからうと考へます。藤井竹外の有名な詩『吉野に遊ぶ』は、これを歌つたものであります。延元四年（紀元一九九八年）八月十六日に後醍醐天皇は病革まらせられ、其の夕刻御崩れになりましたが、其の御崩れになります時に、太平記の記すところを見ますと、右の御手には劍を持たせられ、左の御手には法華經の五の卷を持たせられ、さうして無念の涙を垂れて北闕の天（京都の空）を望みつゝ崩御せられました。この時遺されました遺詔は、實に涙なくしては讀めないほどに悲痛な

御詔でありまして、頼山陽も『遺詔哀痛猶ほ耳にあり』といつて居るほどであります。この遺詔の一節に『生々世々の妄念ともなるべきは、朝敵を悉く亡ぼして、四海を泰平ならしめむと思ふばかりなり。……この故に玉骨は南山の苔に埋るゝとも、魂魄つねに北闕の天を望まん。若し命を背き義を輕んぜば、君も繼體の君に非ず、臣も忠烈の臣に非ず』と仰せられて居ります。神武天皇以來百二十四代、此の間に下されました詔勅おほよそ二千の中に、斯様な悲痛な、斯様な激越な御言葉を以て記された詔勅は唯の一つもない。之を以て見ましても、如何に後醍醐天皇が足利高氏の爲に宸襟を惱まされたかといふことを、はつきりと知ることが出来るのであります。私共は此の遺詔を見ますと、實に涙の出るやうな感じがするのであります。此の遺詔を拜しましただが爲に、勤王の志士は四方に起つたのでありますが、遂に南風競はず、あゝいふ悲しむべき我が歴史上の汚點たる南北朝對立の結果を見たのであります。若し此の時に足利高氏が無くして建武の中興が完成して居つたならば恐らく百數十年に亙る彼の馬鹿氣きつた弱肉強食の群雄割據、詰り戦國時代は無かつたに相違ない。さうすると日本國民が、幕府に依る武門政治の重壓下に、一切の自由と幸福とを奪はれた豊臣時代や、徳川時代などいふものも、なかつたかも知れません。奈良、平安朝の延長としての天皇政治の下に、君民和樂の幸福な生活が出来たかも知れま

せん。

一六、詔勅は世界最高の聖典

これを要するに、歴代 天皇の御詔勅は、直ちに取つて以て日本國民座右の銘鑑とすべきものであることは勿論、世界最高最貴の道德書といふべきものであります。これに關して現廣島文理科大學教授、文學博士北村澤吉氏は私が言はんとする所をすでにその著「教育勅語と其の草潤」の中において述べて居られますので、左にその一節を御紹介致します。

『今日全國の各學校には、それ〴〵修身倫理の學科があつてその教科書も立派に備つてゐまして、教師はそれを研究し、豊富な知識を傾けて、生徒學生に向つて、丁寧に教授してゐるのであります。然るにその國民の短所缺陷を指摘し、之を誡め、その善良中正の長所を擴充して發展さすべきことを説かれたのに、この 詔勅ほど痛切なものがありませんか。この 詔勅をさへ十分に徹底させて、國民の修養の資料としましたならば、假に今日の各學校に修身教科書を幾冊も積み重ねて、くどくどしく講義をしてゐる様なことは、止めてしまつたとしても殆んど差支へを覺えないことと思ひます。但今日の世上の所謂學究の徒と呼べる人々、即ち學問の

爲めに學問をするといつて、何か六つかしい理論窟でも述べたてなければ研究の價値が無い様に思つてゐる連中からは、此はあまりに單純でまた淡泊で、興味を起し難いといふ感もあるらしい。然るにこゝが乃ち東洋の道德の學問と、西洋から傳はつて來た倫理學や哲學やの如きものと、違ひのあるところで、この理論に乏しい淡泊な言葉の中に、眞實の道德そのものを包含してゐるといふ事を省みて、つくづく之を味ひ、その中に理論以上の生きたる道德精神そのものが、活潑に流動し作用してゐるのを、吾々の思想ではなく、吾々の精神氣魄そのもので、直接に之に接觸し、之と融合し、此と一體となつて活躍し來らねばなりません。我日本は假令所謂倫理學の國とならず、道德學の國とならずとも、いつまでも倫理の國、道德の國であらねばなりません。日本といふ國は學問ではありませぬ。學問があるのは悪くはない。然し日本國の永久の存在實在は、太古以來今日に至り、又今日より將來億萬年を通じて、倫理道德そのものと一體となつて、繼續發展しなくてはなりません。その補助者たる學理學問の爲めに、却つて自己を自覺し擴充することを、妨害せられ、徒に學問の形式末義に囚へられて、その眞髓本領を失ふが如き愚かなることをしてはなりません。その眞髓本領を體得し、確に手に握りつめて、國民が各自に、世界に於ける最も高く、最も貴ぶべき道德書として、歴代の赫々たる

御詔勅を省みて、所謂修身書や所謂倫理學書などよりも、先づ之を精讀し、體得し、實行することに行きたいと思ふのであります。

一七、非常時突破の覺悟

さて翻つて考へまするに、今日わが日本は、あらゆる方面に亘つて非常なる大發展を遂げ、精神的方面や、軍事的方面はむろんのこと、最近におきましては、工業方面においても歐米の先進諸國を凌駕して、いまや産業日本の勃興は、世界の脅威とならうとして居ります。最近の新聞によりますと、歐米諸列強は日本品防遏のために、共同防衛の戦線を張らうとさへして居りますほどで、いかに日本の工業が最近長足の發展を遂ぐるに至つたかといふことは、これに依つても判ることゝ存じます。これは日本人のもつ優秀な智能や技術が、歐米物質文明の刺戟をうけて、充分に顯現發揚された結果でありまして、これと同じやうに、精神文化の方面におきまして、必ずやわが國獨特の眞理を發見し、哲學や社會學といふやうな學問上の方面においても、やがて東の空から世界を光被することが出来るであらうことを、私は信じて疑はないものであります。否ぜひそこまで行くといふ決心がなくてはなりません。それには先づどうしても、日本人本來の眞

面目に立ちかへつて、日本精神をはつきりと持たねばなりません。

前にも申しました通り、日本人の中には、往々にして西洋輸入の學問を過信して、小さな個人的自我にとらはれてゐるものもありますが、それではいけません。日本といふ大我に目ざめ、八紘一字の日本精神の大理想に目ざめて、今日の國際的難局に處する覺悟がなければなりません。

わが國はいまや開闢以來の一大試煉に當面しようとして居ります、即ちワシントン條約單獨廢棄通告を敢行しようとして居るのであります。この廢棄通告が英米をはじめ、列強にいかなる反響を與へるか。その結果如何によつては一大國難の來ることを、わが國民は覺悟して居らねばなりません。ドイツのクラウゼヴィツ將軍は「戰略は平時戰略の繼續(延長)である」と申しましたが、今日はそれどころでなく、政略即戰略といつたやうな譯で、思想戰略、經濟戰略等の不斷の作戰が絶えず行はれて居るのであります。たま／＼兵力を用ひる謂はゆる戦争は、その政略の白熱化するものにすぎません。しかもかゝる國際的難局に直面して、東洋なかんづくわが日本は現に思想的攻撃をうけ、また經濟的十字軍に直面して居ります。この難局を前にして、日本民族の使命を果すために、いまこそ九千萬國民は、一大覺醒を要する秋であります。頼むべきは備へあるの一事でありまして、そのためには先づ國民のすべてが、日本精神に目ざめねばならぬとい

ふことを、特に私はこの機会において、はつきりと申し上げておきたいと思ひます。

詔勅と日本精神(終)

『日本精神協會』趣旨書

いまやわが日本は、決然一大轉換を行はねばならぬ時機に臨んでゐる。一大轉換とは何ぞ、歐米追隨の態度を久しく續けて來た不見識をやめ、皇道日本精神に基き、一切の改造改革を行はねばならぬこと即ちこれだ。現代日本が目ざましい發達を遂げたのは、明治維新により日本精神の目ざめを見たからである。しかし一方において餘りに歐米模倣を事とした結果、利弊合せ伴ひ、つひに今日の行き詰りをみたのである。この内外多難の日本を、新希望、新光明の世界へ導き出すためには、進んで皇道精神を宣揚し、先づ純粹な日本精神に立還つて、そこから新しく出發しなくてはならぬ。日本精神は、中正・公明であり、調和、統整の美を備へてゐる。かうした精神を土臺として、歐米的不純分子を取り除き、そこから獨特の創造作用を爲すことが日本を正しく明るく生かす道である。古來日本は、道義建國の大精神に起ち、積極、進取

開發の諸長所を兼ね備へ、中正・公明の旨を各方面に明示した。西洋の如く物質本位に傾かず、支那・印度の如く精神本位に囚はれず、よく宇宙の大生命力に即して、物心二面を統制し、世界に比類なき文化を建設したのである。以上の如く、最も誇るに足るべき日本文化の土臺をなすところの日本精神を宣揚することは、目下の急務である。一切の希望・光明は、こゝから生ずる。本會はこの方針目的のもとに生れ、海の内外に亘つて教化運動を起し、日本精神作興に力めんとするものである。教育の革新、赤化思想の征服、日本學の建設等、本會の爲さんとする仕事はなかく多い。われ等は時勢に鑑みて發奮努力し誠心誠意如上の大目的に向つて邁進したと思ふ。切に大方の支持と聲援とを切望する次第である。

昭和八年十一月三日

會員規定(拔萃)

- 一、本會ノ趣旨ニ賛成シテ加盟シ又ハ盡力セラル、方ヲ會員トス。
- 二、普通會員ハ年額會費金壹圓ヲ齎出スルモノトシ、之ニ對シテ本會機關紙「日本精神」(毎月一回發行)及ビ「日本精神パンフレット」(毎月一回發行)ヲ頒布ス
- 三、會員ノ特典左ノ如シ
 - 1、本會ノ主催スル講演會又ハ研究會ニ出席スルコトヲ得
 - 2、自己ノ意見ヲ機關紙上ニ發表スルコトヲ得
 - 3、百名以上ノ會員アル地方ニアリテハ隨時講演會開催ノ求メニ應ズ。但シ別ニ規定スル所ニヨル
 - 4、地方會員ノ上京ニ際シテハ本部ニ於テ宿舍其他ニ付キ特別ノ便宜ヲ與フ

顧問(順音十五)

會長	貴族院議員	菊池武夫
理事	陸軍中將男爵	高須芳次郎
常務理事		森清人
秋田	田清	等々方森藏
荒木	貞夫	八田嘉
石波	敏一	林田十
市村	環次郎	土方久
潮村	惠之助	平沼一
加藤	寬治	藤田尚
河原	稜吉	本多熊太
河原	稜吉	真崎甚三
後藤	文夫	松岡洋
佐藤	鐵太	丸山鶴
佐藤	鐵太	三上參
澤田	牛高	三上參
四王	天延	皆邊長
重光	延	南川治
末次	信一	柳川平
德富	猪一郎	(以下略)

12.26

昭和九年十二月廿五日印刷
昭和九年十二月三十日發行

【定價金拾錢】

著作
所有

著者 菊池武夫

東京市赤坂區溜池町一番地三會堂

發行兼印刷者 森清人

東京市神田區小川町二丁目五番地

印刷所 政弘社印刷所

東京市赤坂區溜池町、三會堂内

日本精神協會

電話赤坂(48)〇一九三番
振替口座東京三五七五番

361
565

★ 典 聖 の 貴 最 高 最 界 世 ★

大日本詔勅謹解

◇よせ徹に髓眞の神精本日てし讀拜を勅詔御の代歴◇

見よ、全日本國民魂の書!!

本書は、皇祖以降今上陛下に至る重要詔勅約四百九十餘詔を、六篇六卷に類聚謹解し、別に「詔勅と日本精神」の一卷を加ふ。

全七卷完成

- | | |
|---|----------|
| 1 | 思想社會篇 |
| 2 | 道德教育篇 |
| 3 | 軍事外交篇 |
| 4 | 神祇佛敎篇 |
| 5 | 政治經濟篇 |
| 6 | 雜事篇 |
| 7 | 詔勅と日本精神篇 |

◇ 裁 體 ◇

◇菊判絹布厚表紙函入◇每巻約四百頁◇本文總振假名◇詔勅十二ポイント◇謹解九ポイント◇特別に備考欄を設けて大意を補足し拜讀に便ならしむ

呈贈本見容内

會 費

一時拂 金二十一圓(申込金三圓は申込と同時に拂込殘額金十八圓は第一回配本と同時に拂込)
 毎月拂 金三圓六回拂込(申込金三圓は第七回拂込金に充當)
 書留送料 一卷三十三錢

發行所

東京市赤坂區溜池町(三會堂)
日 本 精 神 協 會
 振替東京三七五番 電話赤坂〇一九三番

終